

茨城県警察による鑑定資料取り違えに係る不祥事に関する会長声明

茨城新聞などの各報道機関の報道によれば、茨城県警察本部は、2025（令和7）年12月23日、同年7月22日に30代男性を邸宅侵入と窃盗容疑で逮捕した事件について、捜査員が証拠品のDNA型鑑定資料を別の事件のものと取り違えて茨城県科学捜査研究所に鑑定嘱託して得た鑑定結果という誤った証拠を根拠に逮捕していたと発表した。水戸地方検察庁は同年12月23日、当該男性に対する起訴を取り消した。同次席検事は「犯人性を示す重要な証拠だった。誤った証拠に基づいて起訴したことは、重く受け止めている」とのコメントを発表した。

2025（令和7）年12月24日付茨城新聞の記事によれば（以下、茨城新聞の記事を抜粋引用）

- 1 当該男性は7月22日、同県鹿嶋市内の空き家に侵入し、石油ストーブなど4点を盗んだとして県警捜査3課と県警鹿嶋署などの合同捜査班に逮捕され、水戸地方検察庁は8月12日に当該男性を水戸地方裁判所に起訴した。
- 2 県警鹿嶋署の捜査員が3月19日、当該男性を逮捕した事件の現場から押収したたばこの吸い殻と、同市内で発生した別の窃盗事件の現場から押収した吸い殻の計2本を県警科学捜査研究所に持ち込み、DNA型鑑定を依頼した。この際に取り違えた。
- 3 鑑定資料を入れるビニール製の収納袋には、混在を防ぐため個別の「発送番号」を書き込む決まりになっているが、科学捜査研究所宛ての鑑定嘱託書を作成した別の捜査員は、押収場所が異なる吸い殻を入れた二つの袋にそれぞれ番号を書き込むのを忘れ、保管していた。
- 4 科学捜査研究所での鑑定受け付け時に番号の不記載を指摘された際、鑑定資料を持ち込んだ同署の捜査員は、十分に確認せずに袋に番号を記入した。この際に誤って、二つの事件の番号を逆に書き込んだことで取り違えが起きた、とされる。
- 5 別事件で押収した吸い殻から男性のDNA型が検出され、結果的に、合同捜査班は誤った証拠品の鑑定結果を逮捕の根拠の一つにした。科学

捜査研究所に鑑定依頼した2本の吸い殻は同じ銘柄だった。一方、男性は逮捕された事件について取り調べで自供していたという。茨城県警察本部は「誤認逮捕ではない」としている、とのことである。

DNA型鑑定は異同識別の科学的手法であり、捜査及び公判において被疑者・被告人と犯人の同一性を立証するために用いられる証拠になり得るものである。任意提出または押収されて適切に保管と管理された証拠品についてDNA型鑑定が適正に実施されることは、無実の者が誤って処罰されることを防止するとともに、真犯人を発見して適正な処罰を実現するためにも重要である。

本件は捜査員による杜撰な証拠品の管理がなされた上に、科学捜査研究所が番号の不記載を指摘したにもかかわらず、捜査員が十分な確認せずに安易に袋に番号を追記し、さらに科学捜査研究所が当該資料についての鑑定嘱託を受け入れて鑑定を実施したというものであり、科学的捜査手法に対する信頼を揺るがすほどの不適切な捜査手続きであった。

その結果、当該男性は本件事件で逮捕勾留されて公判請求されるという、現に事件の受理、終局処分及び被疑者・被告人の身体拘束の判断などに重大な影響を生じさせたが、本件の誤ったDNA型鑑定の結果は、その後の取り調べにおける当該男性の自供にも重大な影響を与えたものと推察される。

事件との関連性がない証拠に基づいて逮捕され、本来逮捕・勾留してはならない当該男性を取り調べて自白を得た警察官及び検察官の取調べについては、不当であったと言わざるを得ない。

茨城県警察本部は、「誤認逮捕ではない」等とコメントしたとするが、本件問題の重大性を真に理解して改善しようとする組織の発言とは到底評価できない。

本件は、都道府県警察が実施する科学鑑定に対する信頼を揺るがすものであり、当会は、これを強く非難するものである。

加えて、2025（令和7）年9月8日、佐賀県警察科学捜査研究所に所属する技術職員が、7年余りにわたり、DNA型鑑定で虚偽の書類を作

成するなどの不正行為を行っていたことが明らかになっている。

このような問題は、警察内部の監察及び検察官による指揮並びに都道府県公安委員会による監督では、鑑定に際しての証拠の偽造や過誤による誤りを防止することはできないという構造的欠陥を明らかにしたものである。

これ以外にも、茨城県警察科学捜査研究所での違法薬物使用事件の鑑定について、①対象試料である尿を全量消費して再鑑定が不可能、②薄層クロマトグラフィー試験（シリカゲル等を塗布したガラス板に試料と標準品を滴下して展開溶媒で展開した結果を比較する試験）結果の写真を撮影していない、③鑑定書にガスクロマトグラフィー・質量分析検査データ（適切な試験を行えばブランク・標準品・対象試料の3つのデータが存在する）が添付されていないなどの鑑定書が散見される。そのような鑑定の場合、後日、鑑定の信用性を科学的に検証することはできず、この点についても同様の危険を孕む問題として指摘しておく。

不正行為が行われる構造的欠陥をなくすためには、被告人が事実を争った場合の再鑑定による検証を可能とすることが必須であり、捜査機関が押収等して保管する証拠品などの記録の管理及び保管を義務付けるとともに、全面的証拠開示制度を創設することが不可欠である。

よって、当会は、犯罪捜査の記録の適切な管理及び保管を義務付けるとともに全面的証拠開示制度を創設することを強く訴えるものである。

そして、当会は、茨城県警察に今回の鑑定資料取り違えに対する再発防止策を講ずること及びその内容を公表することを求める。

令和7年12月26日

茨城県弁護士会

会長 遠藤俊弘